

役員報酬規則

第1条 この規則は、役員報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費も含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条 この法人の役員は無報酬とする。前条第2号に規定した報酬等は支払わない。

第4条 前条に基づき、報酬の支給に係る支給額、支給方法、支給日等の規則は制定しない。

第5条 役員には、その実態に応じ交通費及び通勤費を支給する。

第6条 理事は、理事長の命を受けて出張する。

- (1) 出張に要した旅費（JR、私鉄、航空運賃等）及び宿泊費は実費を支弁する。
- (2) 日当は支給しない。
- (3) 理事が個人的に支部会等へ出張の依頼を受けたときは、速やかにこの法人の事務局に連絡し理事長の命に従うものとする。
- (4) 理事長の出張においては、1名の随伴者をつけることができるものとし、随伴者についても、この規則を準用する。

第7条 この法人は、役員がその職務の遂行にあたって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

第8条 この法人は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第9条 この規則の改廃は、社員総会の決議をもって行う。

附則

1. この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。
2. この規則は、平成21年5月30日から施行する。